

③ 固定資産の明細

区分	前年度末 残高	本年度 増加額	本年度 減少額	本年度 減価償却額	評価差額 (本年度発 生分)	本年度末 残高
(有形固定資産)						
行政財産						
国有財産（公共用財産 を除く）	64,635	575	1,169	1,102	△8,535	54,403
土地	45,469	0	879	—	△8,658	35,932
立木竹	49	—	0	—	△1	47
建物	15,481	245	184	760	△575	14,206
工作物	3,635	328	105	341	699	4,217
物品	164	142	64	22	1	221
小計	64,800	717	1,234	1,125	△8,533	54,624
(無形固定資産)						
電話加入権	323	—	57	—	—	265
ソフトウェア	21,958	5,320	—	7,876	—	19,403
小計	22,281	5,320	57	7,876	—	19,668
合計	87,082	6,038	1,292	9,001	△8,533	74,293

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

内容	相手先	本年度末残高
消費税	一般会計	28
その他		48
合計		77

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
特別保健健康福祉事業費補助金	社会保険診療報酬支払基金	7,173	社会保険診療報酬支払基金が行う老人保健業務に対する補助	無
合計		7,173		

(2) 委託費の明細

内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
健康保険事務指定市町村交付金	市町村	3	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 203 条の規定に基づき、日雇特例被保険者に係る健康保険の事務の一部は政令で定めるところにより市町村長に行わせることができることになっており、同法第 151 条の規定により事務の執行に要する費用を交付する。	無
国際社会保険協会分担金	国際社会保険協会	20	国際社会保険協会規約第 14 章に基づき管轄する被保険者の数に比例して協会の経費を分担しなければならない。	無
疾病予防検査等委託費（保健事業費）	①（社）全国社会保険協会連合会 ②（財）社会保険健康事業財団 ③（財）社会保険協会 ④（財）都道府県社会保険協会 ⑤公的医療機関等	45,912	政管健保の被保険者等に対する生活習慣病予防健診の検査費である。	無